

# 「子どもの権利擁護委員会」活動に求められる 臨床心理の専門性に関する一考察

加藤 純

## はじめに

東京都「子どもの権利擁護委員会」は、いじめ・体罰・虐待など子どもの権利が侵害されている状況に関する相談、調査、調整などを行う第三者機関である。フリーダイヤルの電話相談で子どもや家族などからの相談に応じ、電話相談では解決が難しい場合に権利擁護専門員が救済活動を担当する。『子どもの権利擁護委員会設置運営要綱』では、権利擁護専門員の主な役割を、調査、指導・調整活動並びに関係相談機関等との協議・引継ぎなどのコーディネート活動と定めている。<sup>①</sup>その役割を果たすために法律の専門家である弁護士2名と、社会福祉などに関する学識経験者1名の合計3名が専門員として任命されている。しかし、実際には子どもや家族への臨床心理的な援助も重要である。臨床心理的援助が必要となるのは、子どもや家族が、いじめ・体罰・虐待など権利侵害による心理的影響を受けているからであるが、それに加えて、権利侵害を受けたからの関係者の不適切な対応によって傷ついているためでもある。

2000年4月から権利擁護専門員として活動に携わっている経験を踏まえて、子どもの権利擁護委員会活動が持つ臨床心理援助の側面について整理し論じた。検討方法としては、電話相談の記録閲覧や電話相談員との情報交換を通して間接的に学んだ事例の概要や、専門員として直接関わった相談事例から、繰り返し見られる共通性を抽出する。相談者から事例発表の承諾を得ていないので、個人情報を守るために個別の事例は紹介しないこととする。

## ．東京都子どもの権利擁護委員会の概要

### 1．委員会設置の趣旨と経緯

東京都子どもの権利擁護委員会は、子どもの権利を擁護する第三者機関として1998（平成10）年10月に設置された。設置の契機となったのは、1998年7月に東京都児童福祉審議会が出した意見具申「新たな子どもの権利保障の仕組みづくりについて」である。<sup>(2)</sup> この意見具申で、子どもの権利を保障するためには、行政や施設、学校、保護者など大人の立場からではなく子どもの権利擁護の立場から活動できる中立公正な第三者機関が必要だと指摘された。具体的には、1998年10月1日に『子どもの権利擁護委員会設置運営要綱』が施行され、同年11月1日から相談活動を開始した。2年後の2000年9月を目標に条例を作って本格的な実施に移る予定で、要綱に基づく試行としてスタートした。<sup>(3)</sup>

2003年度も、条例に基づく本格実施には至らずに要綱に基づく試行と言う位置付けが続いているが、周囲からの理解も広がり、地道に着実な活動を続けている。

### 2．電話相談

相談活動の中心は電話相談（0120 - 874 - 374）である。フリーダイヤルなので、時間を気にすることなくゆっくりと話することができる。自宅等の電話や公衆電話など東京都内からは無料で掛けられるが、携帯電話からの通話は出来ない。電話の受け付けは、平日午前9時から午後8時30分までで、さらには土曜・日曜・祝日も平日に比べると終了時刻が早い。午前9時から夕方5時まで相談を受け付けている。学校から帰って来た後の時間や学校が休みの日にも相談できる点が特徴である。

子どもたちに電話番号を知らせるために、都内の公立・私立の小中学校や高校で名刺サイズのカードを配っている。カードを配ると、その後の2～3ヶ月程度の間、相談電話の件数が増える。一方で、配られたカードを生徒手帳や定期入れなどに大切にしまっておいて、2年後や3年後に電話相談をして来る子

どもも少なくない。

1998年11月から2003年10月までの5年間に電話相談件数は7,399件に達した。初年度の5ヶ月間で331件、翌1999年度に1,367件、2000年度1,525件と増加した後、2001年度1,465件、2002年度1,435件と微減したが、2003年度は12月までに1,646件となり、3ヶ月を残して過去最高の数字を上回った。

権利擁護委員会の開設当初は、カードを配付してから電話件数が増えた状態が持続するのは1ヶ月少々と短く打ち上げ花火のような効果であったが、4年目5年目の傾向として、カードを配ってから3ヶ月位は電話件数が多い状態が持続されるようになってきている。権利擁護委員会の電話相談の存在が東京都内の子どもたちにだいぶ定着してきたからではないかと推測している。

多くの電話相談で子どもに関する相談であっても大人からの相談が大半を占める中、権利擁護委員会の電話相談では、子ども自身からの相談が約8割に達することは他に見られない特徴である。相談の約4分の1が権利侵害に該当する内容で、権利侵害相談の約6割(電話相談全体の約16%)がいじめに関する相談である。いじめ以外の権利侵害相談としては、教師などからの体罰や不当な退学処分、保護者等による虐待、性暴力被害など深刻な内容も含まれる。

電話相談の4分の3は権利侵害には該当しない相談で、摂食障害や不登校の相談や進路相談から下校中に捕まえた虫の飼い方まで様々である。どんなに些細なことと思われても、電話を掛けて良かったと思ってもらうことが将来深刻な状況になった時に相談する気持ちの下地になると考え、丁寧に応じている。

一回の通話で終わる相談もあるが、子どもが繰り返し電話を掛けてくるのに応じて家庭や学校での困難な状況を抱えた子どもを継続的にサポートする場合もある。何気ない友達とのやりとりや学校での不満について毎週または毎日のように電話をかけて来る子もいる。話題は友達や先生のことであっても、背景に日常の体験を家族に話せない寂しさが伝わってくることもある。気持ちを受けとめてくれる大人が身近にいない状況で、電話相談で話を聞いてもらうことが支えになっているようである。

継続的な相談の中には、父親からの母親への暴力が継続していたり子ども本

人が叩かれたりしているなど困難な状況もある。児童相談所などによる早期の介入が必要と思われても、電話相談が匿名でも可能であることなどにより即座に対応できないことの方がむしろ多い。しかし、繰り返し電話相談に応じている内に、名前を名乗る関係を作り、SOSを出せる安心感を得て、専門員との面接相談や児童相談所につながった例もある。

継続的な相談については、電話相談室内の相談員全員で相談内容を共有して誰もが対応できるようにしているのは当然だが、必要に応じて特定の電話相談員が継続的に対応できるような方法を工夫している点は、他の多くの電話相談が特定相談員との固定的関係を作らないことを原則としていることとは異なる独自の特徴である。

### 3. メッセージダイヤル

子どもの権利擁護委員会には、電話相談の他に、留守番電話と同じような仕組みのメッセージダイヤルが設置されている(0120-874-376)。24時間対応のフリーダイヤルに電話をかけると、まずナレーションの後に他の子どもが吹き込んだメッセージが流れる。次に、留守番電話に伝言を残すのと同じように自分の思いや体験をテープに吹き込むことができる。

メッセージダイヤルへの通話は2003年10月までの5年間で33,144件に達した。その内、自分のメッセージを吹き込んだ件数は2003年3月までに7,052件である。メッセージダイヤルの通話件数は電話相談件数の5倍近くに達し吹き込み件数も電話相談件数に匹敵する。吹き込まれるメッセージの多くは友人関係に関する内容だが、虐待や親の離婚、いわゆる援助交際、エイズなど多岐にわたる。電話の相手口に相談者がいたのでは話せないような内容が率直に語られる(子どもの権利擁護委員会, 2002, 8・9頁)。

### 4. 子どもの権利擁護専門員

権利侵害に関する相談の内、電話相談によっては解決が難しいと思われる場合は、子どもの権利擁護専門員につなぐ。まず、電話相談員から権利擁護専門

員の存在や役割を説明し、子どもや家族の希望に応じて専門員との相談の予約を設定する。子どもや家族の自己決定を重視するので、電話相談員が専門員についての説明をしてから、子どもや家族が専門員との相談を希望するまでに数回の電話相談や数ヶ月の時間を要することもある。

2003年10月までの5年間に専門員につないだ事例は228件である。学校に関する相談を筆頭に、幼稚園や保育所、児童養護施設、母子生活支援施設、児童館、児童相談所などの対応に関する相談が専門員につながられた。内容としては、体罰やいじめに関する相談が多く、他に怪我など事故への対応、退学処分など不適切な処罰、性的被害などに関する相談などがある。

専門員による相談は、来所による面接相談を原則とするが、子どもの状況等により来所が難しい場合は子どもの身近な場所に専門員が出向いて面接相談を行う。自宅に訪問して面接することもある。最寄りの児童相談所の面接室や、静かな喫茶店やファミリーレストランで面接することもある。通常の臨床心理面接の原則からは相当に外れた方法と思われるかもしれないが、これは都内全域を一つの委員会組織でカバーしているために必要なことである。

後述するが、権利擁護専門員につながる相談は、すでに他の機関での対応が功を奏していないなど、長い経過があった上で来談される場合が多いので、1回の面接時間を1時間などと制限しないで、2時間や3時間と必要なだけ十分な時間を掛けるようにしている。

専門員は、子どもや家族から権利侵害に関する状況を聴き取った上で、解決策等に関する助言をしたり、関係機関との協議や共同活動、調査や調整に取り組んだりして解決を図る。

なお、電話相談も権利擁護専門員による活動も無料で利用できる。

## ・子どもの権利擁護委員会への相談に見られる子どもと家族の臨床心理的ニーズ

権利擁護活動は法律や社会福祉の領域に属する業務のように考えられがちだ

が、権利が侵害される状況に置かれた子どもや家族は臨床心理的なニーズも持ちあわせていて、権利擁護の相談援助活動には臨床心理的な援助が求められる。東京都「子どもの権利擁護委員会」に寄せられる相談に見られる共通点を抽出し、子どもや家族の臨床心理的ニーズについて整理し論じたい。

## 1．権利侵害による心理的外傷と権利擁護活動

近年、いじめや体罰、虐待などを受けた子どもへの心理的な影響について関心が高まっている。心理的外傷（トラウマ）などの言葉が一般にも広まり、関係する文献も増えている。子どもの権利擁護専門員の役割として、規定上は心理的ケアの必要性が明記されていないが、いじめや体罰、性被害などを含む権利侵害を受けている子どもたちの相談を受けとめる権利擁護委員会の活動において心理的ケアの必要性があることは当然のことである。野田(2001)は、初代の権利擁護専門員として活動した1年半の経験から、権利侵害を受けた子どもへの心理的ケアを担当できるスタッフの必要性を指摘している。<sup>(4)</sup>

現実にとどこまでできるかとなると限界はある。権利擁護専門員の活動は権利侵害状況の解消を目的とした短期的な援助であり、権利侵害による精神的影響を解消するほど長期にわたる面接はできない。しかし、電話相談員や権利擁護専門員が臨床心理的な感性と理解を持ち合わせれば、権利擁護委員会への相談が心理的外傷を解消する第一歩になる可能性はある。他者から傷つけられながら誰にも言えずに居る状況から誰かに言えたという状況への変化は大きなステップであるし、さらには、いじめや体罰などを止めるために自分にもできることがあると感じられれば、無力な被害者・犠牲者という位置付けから問題解決の主体へと位置付けを変えることができる。つまり、権利擁護委員会の活動の第一義的な目的は心理治療ではないが、権利侵害を解決する過程が治療的な意味を持つものになる可能性はあると考えられる。

## 2．聴いてもらうニーズと権利擁護活動

いじめや体罰・虐待などを受けている時に他者に伝えることが難しい要因の

一つは、加害者からの報復の可能性である。たとえば、いじめの加害者から「先生にちくったな」と言われて以前にも増して厳しいいじめに発展するなど逆効果になる可能性がある。教師の体罰に関して相談に来られた保護者から、相談したことを学校側に知られないか心配して念を押されることもある。子どもや家族にとっては自分が受けている権利侵害の状況を他者に伝えることには大きな困難が伴い、その壁を乗り越えることだけでも大きな一歩となる。

メッセージダイヤルから電話相談、専門員活動まで権利擁護委員会の活動のすべてにおいて、子どもや家族が自分たちの体験や思いを語れる場所を保障することに権利侵害による心理的影響を軽減する第一歩としての重要な意義があると考えられる。話を受け止めてもらえることの意義として筆者が重視しているのは次の4点である。

- (a) 誰かに言えた安心感や、言えた自分への自信が得られる。
- (b) 事実を順序立てて整理できる。
- (c) 自分の受け止め方が誤りでないという保証が得られる。
- (d) 自分たちが問題解決に直接関わられる機会を得て、当事者としての主体性を意識できる。

メッセージダイヤルは、直接的な援助活動に結びつく可能性が非常に少ない点は欠点であるが、子どもが自分のペースで自由に体験や思いをテープに吹き込めると言う点では理想的である。聴き手がいないので助言も励ましも返ってこないからこそ、大人の思惑に邪魔されずに自由に語れるので安心できるのかもしれない。また、吹き込んだ自分のメッセージを流してもらえれば（大人ではなく）他の子どもに聴いてもらえると期待している子どもたちもいる。メッセージを吹き込んだ後に、電話相談に電話を掛けてきて、相談をするのではなく「自分のメッセージはいつ流れますか？」と質問したり「必ず流してください」と要望したりする子どもたちもいる。

電話相談では、相談員が耳を傾けることにより、子どもは自由に体験や思いを語ることができ、しかも大人に受け止めてもらう体験ができる。何回か継続的に相談していると、次第に事実を順序立てて説明することが可能になる場合

もある。電話相談員との会話から、自分なりの解決策を試してみようという意欲が湧くこともある。

メッセージダイヤルや電話相談は「誰にも言えない」という壁を乗り越えるのに重要な役割を果たしているが、一方、権利擁護専門員につながる相談の多くは、すでに周囲に話して援助を求めたが解決に至らなかった体験をしている子どもや家族からの相談である。「誰にも言えない」という壁のもう一つ先にある「誰かに言っただけ」という壁が課題となっている場合が多い。「誰かに言っただけ」という壁の第一は事実を否定されることである。「彼がそんなことをするはずない」などと事実を否定されたり信じてもらえなかったりする体験である。「言った・言わない、した・しない」という事実関係の争いもこの壁に関する課題である。第二は認識を否定されることである。出来事の発生は認めても、それは「好意の裏返し」「いじめでなくてふざけているだけ」「体罰でなく偶然」などの応答であり、権利侵害だという子どもや家族の受け止め方が間違えと言われてしまう体験である。第三には責任転嫁である。たとえば「あなたにも責任があるのではないか」「なぜもっと早く言わなかったのか」などと権利侵害を受けた方が責められることも稀ではない。第四に、子どもや家族が受けた苦痛に耳を傾けてもらい共感してもらえないことである。子どもや家族が苦痛を受けたことを認めてもらえれば心の傷からの回復に向かう大きな転機になるが、逆にたとえ事実関係は認めたとしても「その程度のことを苦にする必要はない」などと応答されると子どもや家族はさらに深く傷つけられる。

権利擁護専門員による活動は権利侵害状況の解決が目的なので、メッセージダイヤルや電話相談で自由に語れるのと比べると、事実経過をなるべく順序良く客観的に説明してもらう必要性が高い。権利擁護専門員の側に、権利侵害の有無を見極めたいとか、解決の糸口を見つけたいといった意識が強いと、事実経過の聴き取りを重視して、感情を受け止めることに意識が向かわない。多くの情報を得るためには時間が掛かるので、感情面を受け止める時間的な余裕も持ちにくい。権利擁護専門員による面接は心理治療ではないが、単なる事実確認や事情聴取でもない意識することが重要である。面接終了後の調査調整活

動から権利擁護専門員の役割が始まるのではなく、権利侵害の状況を聴き取る過程自体にすでに重要な意味があるのだと意識しながら面接を進める必要がある。

### 3. 家族の臨床心理的ニーズと権利擁護活動

権利侵害により心を痛めている点では、子どもも家族も共通する課題もあるが、子どもとは異なる家族特有の課題もある。これらの課題について権利擁護専門員としての経験を通して感じられた範囲で3点に整理してみた。

#### (a) 「保護」者として有する感情の整理

子どもが権利侵害を受けていたと知った時に家族が抱く感情は、当事者である子どもの感情とは多少異なる面がある。子どもを保護する立場にあったにも関わらず保護できなかったとか、これから保護して行かなければならないという、文字通り「保護」者として抱く思いである。

相談の際に比較的多く示されるのは、権利侵害から子どもを守れなかったことへの後悔や、早く気づけなかったことへの自責である。また、権利侵害の影響と思われる子どもの行動や心理状態にどのように対応したら良いのかという戸惑いや自信喪失なども示される。さらには、小学校で受けた権利侵害の影響が中学や高校の時に表れないだろうかというような、将来的な影響に関する不安も聴かれる。中には影響を受けた子どもへの対応や問題解決のために時間が取られて仕事を休んだり仕事を辞めたりしている保護者もいるが、問題解決が長引いて心身両面の疲労感が強まっている場合もある。その他、権利侵害をした人や周囲の人達に向けての強い感情が体験されている場合があるが、これは次項で触れる。

家族が電話相談や権利擁護専門員への相談の際に感情を表現することができれば、複数の強い気持ちが混在した内面が多少ともほぐされて、すべての気持ちが解消しないまでも軽減はされる。すでに述べたように事実経過の把握が優先されると感情を表現する余地が少なくなる。感情的な表現を軽視して事実経

過の聴き取りを進めると、電話相談員や権利擁護専門員に対して「気持ちを解ってくれない」などの失望や怒りが生ずることがある。ある程度気持ちを落ち着かせてからでないと事実経過を解りやすく説明することができない場合もあるので、心理治療が目的の面接ではないが、感情的な表現を受け止めることは事実経過を適切に聴き取るためにも必要なことである。また、保護者の気持ちの余裕は、子どもに適切な対応をするためにも重要であり、大人が感情を整理することは子どもの権利を擁護するための重要な基盤作りとしての意味もある。

#### (b) 臨床心理的知識の提供

権利侵害によって生じた影響と思われる子どもの症状に対する戸惑いや、将来の影響に関する家族の不安を軽減するためには、気持ちを受容的に聴くだけでは不十分で、適切な情報提供が必要な場合がある。たとえば、権利侵害を受けた子どもが夜怖い夢を見て目を覚ますがどう対応したら良いかなどの質問に対しては、被害を受けた子どもの心理的影響に関する臨床心理的知識を提供することにより、家族としても対応のヒントが得られたり将来の見通しが立ったりして、多少なりとも安心できる。加害者が遠方に移ることで解決された事例で、1年ほど後に保護者から「子どもが加害者と顔を合わせることになりそうだと心配している」という相談と共に、「子どもが当時の記憶が曖昧になり自分は嘘をついたのではないかと思い悩んでいる」と言う相談があった。権利擁護専門員からの情報提供を踏まえて、保護者が子どもの状況を理解し今後の対応に関して見通しを立てられた。通常、短期間で終わる権利擁護専門員の活動としては、断続的であるが長期にわたる心理的影響に関する援助ができた貴重な例である。

#### (c) 家族による解決努力の支持

ほとんどの家族は、子どもが権利侵害を受けるという初めての体験に試行錯誤しながら、子どもを支えようとしたり周囲に働き掛けたりして、自分たちがしていることが良いことなのか不安を感じている。努力が成果として目に

見えず、自信を失いかけている家族もある。また、周囲の専門家から家族の対応の誤りや不足を指摘されたように感じて落胆している家族もいる。そこで、電話相談や権利擁護専門員との相談では、家族の努力が効果を挙げているところを確認すると、家族も今までの対応が間違えではなかったと感じられ、多少とも安堵し、自信を持って解決に取り組むことが可能になる。

#### 4. 権利侵害者に向けられる感情と権利擁護活動

権利擁護委員会が受ける相談では、しばしば加害者に対する強い感情が表明されることがある。典型的には、権利を侵害した教員や施設職員に辞めてもらいたいとか異動してもらいたいという要望の形で聴かれることも多い。人事異動の要望は、加害者に報復したいという感情の表れと思われるかもしれないが、実際には、子どものもつ権利侵害者の辞職や異動を望む気持ちの大部分は、加害者と顔を合わせる際の恐怖感や大きな不安を取り除いて欲しいという願いである。家族の場合は報復したい気持ちが混じっていることが皆無ではないが、多くは、子どもが恐怖や不安で学校に行けなくなっている状態を改善してほしいとか、加害行為をした人がいる所に子どもを行かせて再度の被害に遭わせる訳には行かないというように、子どもの安心や安全を求める気持ちの表れである。

しかし、これまでの経験では、報復したい感情よりも不安や恐怖の方が対応が難しい。報復したい感情は思考と結びついた意図的な反応であり、冷静になれば収まる。しかし、顔を合わせると生ずる不安や恐怖感は思考に関わり無く生ずる条件反応という側面があり、数回の面接相談では解消できない。そのため、教員や職員に子どもへの言葉掛けを控えてもらうように依頼するとか子どもが転校するなど、刺激を回避するような対症療法的な解決方法以上に効果的な方法が見つかりにくい。学校や施設の運営管理者としては、子どもや家族の要望通りに人事異動をすることは容易ではないだろう。しかし、無理な要求と捉えて拒絶するのでなく、強い不安や恐怖の表れとして受け止めて、不安や恐怖を緩和する方策を立てることが解決の道を開くために重要である。

また、権利侵害者に対して謝罪を求める声も子どもや家族からしばしば聴か

れる。しかし、これも相手に詫びさせて溜飲を下げようという意図ではない。子どもたちが望んでいるのは、自分たちが苦しんでいたことを解って欲しいということである。したがって、「をして悪かった」と言うことでなく、「をして苦しい思いをさせて悪かった」と子どもが体験した苦しみに触れる言葉を伝えることが重要だと思われる。

加害者からの謝罪もなく、加害者への処分もないままの状態にある場合、子どもや家族からは「自分たちがこんなに苦しんでいるのに、権利侵害をした人は何の苦しみもなく普通に生活を続けている」という不公平感や恨みのような気持ちが表現されることがある。この不公平感と関連して、「こういう所に相談に来るべきなのは加害者なのに、なんで私たちが」と言うように、被害に遭った子どもや家族が時間と交通費を掛けて相談に行かなければならないことの負担感が表現されることもある。個人的には、そのような不公平感や負担感を少しでも和らげたいという思いもあって、なるべく権利擁護専門員から子どもや家族の元に出向いて行くように心掛けたいと考えている。

## 5．周囲の援助者に向けられる感情

権利擁護専門員につながる相談では、周囲に援助を求めたが適切に対応してもらえなかったという訴えが多い。周囲の人としては、家族や友人、学校関係者、施設関係者、相談機関の関係者、医療関係者などが挙げられる。特に、いじめについて学校に対応を求めたが有効な対策を講じてもらえなかったという訴えは典型的と言って良いほど目に付く。これまでの相談例を見ると、権利擁護専門員の活動が必要になるか否かは、権利侵害自体の深刻さよりも、周囲の対応によって大きく左右されていると言っても良い。たとえば給食のおかずをめぐる子ども同士の言い争いのような一見些細なトラブルであっても周囲の対応が不適切なままに積み重なると権利擁護専門員の活動が求められることがある。一方、生徒に怪我を負わせるような体罰が起きてても適切に対応されれば権利擁護専門員の活動は必要とされない。

そこで、電話相談員や権利擁護専門員への相談に際しても、これまで援助を

求めた際に味わった感情を整理することが重要な課題となる。権利侵害発生から時間を置かずに権利擁護委員会に相談があった場合にはさほど問題ではないが、すでに解決のために援助を求めてきた経過で不適切な対応が積み重なった後に相談される場合には、一つひとつの出来事をたどるように状況を語ると共に、その際に感じた不満や怒り、苦痛や屈辱、不信感や無力感などを少しでも表現されなければ、なかなか建設的な方向での解決を図る気持ちにはならないものである。

なお、電話相談員や権利擁護専門員も援助者として特別な例外の位置にいるわけではないので、対応が上手く行かずに不満や怒りや失望感などを招くこともある。そこで、権利擁護委員会というチームとして対応する必要がある。権利擁護専門員に対する不満や不信感などを、電話相談員や他の権利擁護専門員や事務局職員が受け止めて調整を図ることは稀ではない。

## 6．問題解決に向かう気持ちの準備

繰り返し述べてきた通り、権利擁護委員会の活動は心理治療を主目的とするものではない。権利侵害状況を解消して、子どもが安全で安心できる生活環境を回復することが委員会の本来の目的である。権利侵害状況を解消するための具体的な活動では、関係機関への働きかけなどソーシャルワークや法律の色彩が前面に出てくるが、基盤として臨床心理的な援助も重要である。

第一に、すでに解決を試みたが効果無く、問題が解決できないのではないかとあきらめかけたり、無力感をもっている子どもや家族が問題解決の主体として取り組もうという気持ちになれるように援助することが重要である。

第二に、権利侵害者や周囲の援助者に対する怒りや不信感などさまざまな感情を整理しておくことは、その人たちと感情的にぶつかり合うのでなく、建設的な話し合いを持てるような態勢を準備するために重要である。実際に、権利擁護委員会から周囲の人たちに働きかけても、望んだような応答が返ってこないこともあり、そこでまた怒りや落胆などが積み重なっていくこともあるので、その都度、気持ちを整理しながら解決努力を続けていく必要がある。

第三は特に臨床心理の面接だけに特有なことではないが、電話相談員や権利擁護専門員との相談を通して、子どもや家族がこれまでに体験した出来事の経緯を整理しておくことは、関係者との話し合いでの論点を明確化するのにも役立つ。

加えて、当然のことながら、子どもや家族がどのような解決を望んでいるかを具体的に聴き取ることも重要である。特に、子どもが望んでいる解決状況と周りの大人が望んでいることが一致していない場合もあるので、子ども自身がどのような解決を望んでいるのかを聴くことが「子どもの」権利擁護委員会の活動としては重要である。たとえば、「権利侵害があったと認めない担任教師に代わり校長が謝罪する」という解決方法は、大人から見ると最善ではないが次善の策として評価できると考えて子どもに伝えたいことがあるが、子どもからは「何も悪くない校長先生がなんで謝るの?」という反応が返ってきた。

## 結語

本稿では、子どもの権利を擁護する活動には、臨床心理的な援助が不可欠であることを論じてきた。権利擁護委員会の活動は心理治療が主目的ではないが、相談や調整の過程で、権利侵害を受けた子どもや家族の感情を受け止めることや、権利侵害によって生じている症状に関する情報を提供するなど、臨床心理的な援助が必要な場面が生じている。子どもの権利擁護委員会設置運営要綱には、臨床心理的な援助を委員会の役割として明記していないが、今後、権利擁護委員会活動マニュアルなど実務レベルの文書には、子どもや家族の臨床心理的ニーズを受け止めて対応する必要性を明記することが望ましい。

本稿では、プライバシーを保護するために、具体的な事例の紹介は極力避けて断片的な言葉や行動や感情を極く少数紹介した。結果として、論が抽象的になり、権利侵害を受けている子どもや家族にどのように対応したら良いのかを具体的に示すまでに至っていない。また、筆者の所感の域を出ない論述なので、今後、何らかの客観的な手法を用いて、臨床心理的な側面を抽出し分析したい。

## 参考文献

- (1) 『子どもの権利擁護委員会設置運営要綱』10 福児セ事第 1164 号  
(入手可能先: 井上仁『子どもの権利ノート』明石書店, 2002 年, 93・95 頁  
に資料として掲載)
- (2) 『子どもの権利擁護システムの構築に向けた試行のあり方について』10 福児  
セ事第 1157 号, 子どもの権利擁護システム検討委員会, 1998 年  
(入手可能先)  
<http://www.metro.tokyo.jp/INET/KONDAN/1998/09/4089O200.HTM>  
[http://homepage1.nifty.com/foster-parent/data/kodomo\\_kenri.html](http://homepage1.nifty.com/foster-parent/data/kodomo_kenri.html))
- (3) 野田美穂子「東京都・子どもの権利擁護委員会: 試行のなかから見えてくる  
もの」喜多明人他編『こどもオンブズパーソン: 子どもの SOS を受けとめ  
て』日本評論社, 2001 年, 67・68 頁
- (4) 野田美穂子, 前掲書, 74 頁